



2024年1月15日

各 位

会 社 名 大正製薬ホールディングス株式会社  
本 店 東京都豊島区高田三丁目 24 番 1 号  
代 表 者 名 代表取締役社長 上原 明  
(コード番号 4581 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部長 田中 慎一  
(電 話 03-3985-2020)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2024年1月15日（月曜日）開催の取締役会において、2024年3月開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年1月31日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2024年1月31日（水曜日）
- (2) 公告日 2024年1月17日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.taisho-holdings.co.jp/>

##### 2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

当社が2023年11月24日に公表した「MBOの実施及び応募推奨のお知らせ」（同日以降に当社が公表したプレスリリースにより変更された内容を含みます。）においてお知らせいたしましたとおり、大手門株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2023年11月27日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）、本新株予約権（注1）及び本米国預託証券（注2）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立した場合であっても、本公開買付けにより当社株式（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）、本新株予約権及び本米国預託証券の全てを取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を実行することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（但し、公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）するとともに、併せて、本新株予約権の所有者（但し、公開買付者を除きます。）の全員に対してその所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（以下「株式

売渡請求」と併せて「本株式等売渡請求」といいます。)する予定とのことであり、他方で、②本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、当社株式の併合を行うこと(以下「株式併合」といいます。)及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

この度、当社は、上記②に記載の場合には本臨時株主総会の開催の要請を受ける予定であることから、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

但し、本公開買付けが成立しない場合、又は上記①に該当する場合(本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が本株式等売渡請求を行う場合)には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、当該基準日についても利用しない予定です。

(注1)「本新株予約権」とは、以下①から⑫の新株予約権を総称していいます。

- ① 2012年6月28日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権(行使期間は2012年8月2日から2062年8月1日まで)
- ② 2013年6月27日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権(行使期間は2013年8月2日から2063年8月1日まで)
- ③ 2014年6月27日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権(行使期間は2014年8月2日から2064年8月1日まで)
- ④ 2015年6月26日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権(行使期間は2015年8月4日から2065年8月3日まで)
- ⑤ 2016年6月29日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権(行使期間は2016年8月3日から2066年8月2日まで)
- ⑥ 2017年6月29日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権(行使期間は2017年8月4日から2067年8月3日まで)
- ⑦ 2018年6月28日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権(行使期間は2018年8月3日から2068年8月2日まで)
- ⑧ 2019年6月27日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権(行使期間は2019年7月31日から2069年7月30日まで)
- ⑨ 2020年6月26日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権(行使期間は2020年8月7日から2070年8月6日まで)
- ⑩ 2021年6月29日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権(行使期間は2021年8月7日から2071年8月6日まで)
- ⑪ 2022年6月29日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権(行使期間は2022年8月5日から2072年8月4日まで)
- ⑫ 2023年6月29日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権(行使期間は2023年8月8日から2073年8月7日まで)

(注2)「本米国預託証券」とは、Citibank, N.A.、The Bank of New York Mellon及びJPMorgan Chase Bank, N.A.により米国で発行されている当社株式に係る米国預託証券のことをいいます。

以上